

和解条項 (2009年3月4日)

- 1 被告は、かつて、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、一部、以下の勧誘行為を行っていたことを認める。
 - ① 消費者に対し、消費者が「一度家に帰ってから考えたい。」と述べるなどして勧誘をされている場所から退去する意思を表明しているにもかかわらず、その場所から退去させない行為
 - ② 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されるにもかかわらず、「いつでも好きなときに受講できる」と告知するなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないにもかかわらず消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げる行為
 - ③ 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されることを告げないなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま「受講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などと受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げる行為
 - ④ 消費者に対し、不招請かつ執拗な電話勧誘や事業所での長時間勧誘など、「迷惑を覚えさせるような仕方」で勧誘する行為
 - ⑤ 消費者に対し、「この場で決断しなさい。」などの威迫的な文言を用いたり、人格的非難にわたるような文言を用いるなどして困惑させる行為
 - ⑥ 契約の締結に関する判断力が不足している消費者に対する、その判断力の不足に乗じた勧誘行為
 - ⑦ その財産の状況に照らして契約を締結させることが不適切な消費者に対する勧誘行為

- 2 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、以下の勧誘行為をしない。
 - ① 消費者に対し、消費者が「一度家に帰ってから考えたい。」と述べるなどして勧誘をされている場所から退去する意思を表明しているにもかかわらず、その場所から退去させない行為
 - ② 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されるにもかかわらず、「いつでも好きなときに受講できる」と告知するなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないにもかかわらず消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げる行為
 - ③ 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約10日前になってようやく半月分が発表されることを告げないなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決め

られるわけではないことを告知しないまま「受講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などと受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げる行為

- ④ 消費者に対し、不招請かつ執拗な電話勧誘や事業所での長時間勧誘など、「迷惑を覚えさせるような仕方」で勧誘する行為
- ⑤ 消費者に対し、「この場で決断しなさい。」などの威迫的な文言を用いたり、人格的非難にわたるような文言を用いるなどして困惑させる行為
- ⑥ 契約の締結に関する判断力が不足している消費者に対する、その判断力の不足に乗じた勧誘行為
- ⑦ その財産の状況に照らして契約を締結させることが不適切な消費者に対する勧誘行為

3 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、上記2①ないし③のいずれかに該当する行為を行い、消費者と契約した場合には、当該消費者からの取消の要求に応じるとともに、当該消費者から受け取った金員がある場合には、その全額を当該消費者に返還する。

4 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、上記2④ないし⑦のいずれかに該当する行為を行い、消費者と契約した場合には、当該消費者からの解約その他の申出に誠実に対応する。

5 被告が、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、上記2①ないし③のいずれかに該当する行為を行った場合には、被告は、原告に対し、違約金として、当該行為の相手方となった消費者一人につき、金50万円を支払う。

6 被告は、すみやかに**別紙書面**を従業員に配布するとともに、適切な研修指導を行うなどすることによって、従業員らに対し、上記2①ないし⑦記載の行為を行ってはならないことを周知徹底する措置をとる。

7 被告は、原告に対し、本日から3か月を経過した日限り、上記6記載の周知徹底措置の実行状況を書面にて報告する。

8 被告は、消費者に対し、本件和解が成立したことについて言及する場合は、本件和解条項全文を示すか、もしくは、原告のホームページのURLを示すことにより、消費者が本件和解条項の内容を知り得る機会を確保する。

9 原告は、その余の請求を放棄する。

10 訴訟費用は、各自の負担とする。